（器差検査の方法）

第七百五十四条　電力量計等の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　普通電力量計又は精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七一―二（二〇二六）

二　（略）

三　特別精密電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七二―二（二〇二六）

四　特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のもの又は直流電力量計　日本産業規格Ｃ一二一六―二（二〇二六）

五　無効電力量計のうち、電子式のもの　日本産業規格Ｃ一二七三―二（二〇二六）

六　（略）

第三条　指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部改正）

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第九条関係） 事項：一　特定計量器の種類 業務の範囲：一　（略） イ・ロ　（略） （削る） （削る） 二・三　（略） 二　（略） （略）	**別表第二**（第九条関係） 事項：一　特定計量器の種類 業務の範囲：一　（略） イ・ロ　（略） 二　ホッパースケール 三　充塡用自動はかり 四　コンベヤスケール 五・六　（略） 二　（略） （略）
別表第三（第十条関係） 指定の区分：（略）／（略）／電力量計 検定設備　名称：（略）／（略）／（削る）／高速過渡試験装置 検定設備　性能：（略）／（略）／（削る）／日本産業規格Ｃ一二一六―二、Ｃ一二七一―二及びＣ一二七二―二に規定する高速過渡の影響の試験ができるもの 検定を実施する者　条件：（略）／（略）／（略）／（略） 検定を実施する者　人数：（略）／（略）／（略）／（略）	**別表第三**（第十条関係） 指定の区分：（略）／（略）／電力量計 検定設備　名称：（略）／（略）／（略）／衝撃性雑音試験装置／高速過渡試験装置 検定設備　性能：（略）／（略）／（略）／日本産業規格Ｃ一二一六―二に規定する衝撃性雑音の影響の試験ができるもの／日本産業規格Ｃ一二七一―二及びＣ一二七二―二に規定する高速過渡の影響の試験ができるもの 検定を実施する者　条件：（略）／（略）／（略）／（略） 検定を実施する者　人数：（略）／（略）／（略）／（略）